

年次報告書

ANNUAL REPORT

令和4(2022)年度



「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざして

ふれあいネットワーク



全国社会福祉協議会

年次報告書

ANNUAL REPORT

令和4(2022)年度

3 Top message

4 特集1

福祉サービスの質の向上、利用者の権利擁護のための取り組み

- 1 従事者・経営者の意識啓発、研修の実施
- 2 事業者による自主的な改善活動の支援
- 3 利用者の声をサービス改善につなげる
- 4 よりよいサービス提供のための環境整備

12 特集2

新型コロナウイルスと社会福祉～3年間の記録～

○3年間の経過

- 1 福祉施設・事業所によるサービス提供の維持
- 2 民生委員・児童委員、ボランティア等による地域福祉活動
- 3 社会福祉協議会による生活困窮者支援

18 令和4(2022)年度 活動ハイライト

- ・この1年間の取り組みから
- ・半世紀を迎えた国際福祉機器展(H.C.R.)
- ・数字で見る全社協

24 全社協の組織概要

- ・構成組織、事務局機構、財政、分野別全国団体

26 社協活動等データ集

- ・社会福祉協議会
- ・民生委員・児童委員
- ・社会福祉法人・福祉施設

編集方針

全社協の事業や活動、実績、組織概要等を紹介し、社会福祉関係者・関係団体、他分野の団体、マスコミ、さらには一般の皆様への広報活動や理解促進に役立てていただくことを目的に刊行しています。

報告範囲

全国社会福祉協議会および種別協議会・団体連絡協議会の活動

対象期間

令和4年度(令和4(2022)年4月1日～令和5(2023)年3月31日)の取り組み実績をもとに作成しています。ただし、必要に応じて令和5年4月以後の情報も掲載。

写真掲載

事前に承諾を得ています。

Top message

新たな時代の 福祉を拓くために

全国社会福祉協議会
会 長 村木 厚子



この度、清家篤前会長の後を受け、会長に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、「国難」とも呼ばれ、経済・社会活動に大きな影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症ですが、本年5月8日に感染症法上の位置づけが5類へと移行し、社会や人びとに課されていた制約の多くが解除されることとなりました。しかし、今も陽性者は日々発生しており、福祉の現場においては、なお緊張を強いられていることと存じます。

3年以上の長きにわたり、強い使命感を支えとして、利用者の命と生活を守り続けてこられたすべての皆様に、あらためて心からの敬意を表しますとともに、御礼を申し上げます。

さて、ここに本会の活動に関する年次報告書「アニュアルレポート(令和4年度版)」を発行させていただくこととなりました。

本年度は特集を二本立てとしております。第一は、昨年末から相次いだ福祉施設・事業所における虐待や権利侵害報道を踏まえ、本会が取り組んでいる福祉サービスの質の向上、利用者の権利擁護の取り組みについて紹介しています。福祉は人が人を支える営みですが、なにより大切であるのは、その根底に「基本的人権の尊重」があることです。すべての福祉関係者がこの点を常に意識し、自らのサービスの不断の改善

に取り組んでいくことが重要であり、本会として、それをどのような活動を通じて支え、推進しているのかを紹介しています。

特集の第二は、この3年間、新型コロナに福祉関係者がいかに向き合い、対応してきたのかの記録です。次なる危機に備えるために、この間の経験をどう活かしていくのかが大切と考えます。限られた紙幅での整理ではありますが、参考となれば幸いです。

昨年のが我が国の出生者数は約77万人であり、想定以上の早さで少子化が進行しています。政府は子ども子育て支援の拡充を最重要政策に掲げ、本年4月にはこども家庭庁が創設されました。

さらに、コロナ禍により、孤独や孤立、貧困、虐待などの諸課題も一層深刻化、複雑化しています。「2030年問題」「2040年問題」等を前に、新たな時代の福祉を拓いていくことが求められています。

本会では、「ともに生きる豊かな地域社会の実現」を「全社協 福祉ビジョン2020」の目標として掲げており、コロナ禍による環境変化をも踏まえ、その実現をいかに図っていくのかが問われています。

そのためにも、全国の社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設をはじめ、関係者との連携・協働が一層重要となっておりますので、どうぞ変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

福祉サービスの質の向上、 利用者の権利擁護のための取り組み

福祉サービスにおいて重要であるのは、利用者それぞれの思いや願いを汲み取り、できる限り本人の希望に沿った支援が提供されることであり、その根底にあるべき基本的人権の尊重です。

しかし、時にサービス利用者に対して不適切な対応がなされてしまうことがあります。令和4(2022)年12月、一部の保育所における園児への虐待というべき不適切な保育が明らかとなったことを契機として、福祉施設・事業所における利用者への権利侵害事例が相次いで報道される事態となりました。

こうした状況は、福祉関係者全体の信頼にかかわる事態であり、コロナ禍の厳しい環境のなかにあっても利用者の命と生活を守り続けた福祉関係者に大きな衝撃を与えるものでした。

福祉サービスは、平成12(2000)年の介護保険制度施行、社会福祉基礎構造改革を契機として、その多くが利用者と事業者との契約に基づくものへと移行しました。しかし、分野別にサービスが細分化されていることに加え、利用の要件や手続き等も複雑であるため、利用者(利用希望者)と提供者(事業者)との間の情報量や理解の格差がかねて課題とされ、利用者の権利擁護のためにさまざまな支援の仕組みが設けられてきました。

全国社会福祉協議会(以下「全社協」)が行う活動は多岐にわたりますが、その多くは国民に対する良質な福祉サービスの提供への貢献といえます。

本特集では、そうした全社協やその構成組織である種別協議会等による福祉サービスの質の向上、利用者の権利擁護のための活動のうち、

①従事者・経営者の意識啓発や研修の実施

②事業者による自主的な改善活動の支援

③利用者の声をサービス改善につなげる

④よりよいサービス提供のための環境整備

の4つの取り組みを紹介します。

虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言(令和4年12月)

令和4(2022)年12月、保育所をはじめ、全国の福祉施設等における虐待や権利侵害事例に関する報道が相次いだことを受け、社会福祉法人・福祉施設等を会員とする全社協の種別協議会等の連絡会(社会福祉施設協議会連絡会)は、「虐待・権利侵害の

根絶に向けた行動宣言」を公表しました。

本宣言では、虐待等の根絶なしに社会の信頼を取り戻すことは困難との厳しい認識のもと、各協議会がそれぞれの会員に対し、虐待等を生じさせないための具体的取り組みを強く求めました。

虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言

～さらなる人権尊重・尊厳保持の実現に向けて～

令和4年12月20日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会福祉施設協議会連絡会

常に人権を尊重し、利用者の命と生活を守り抜くことを使命とする私たち社会福祉法人、社会福祉施設・事業所は、今般の福祉従事者による虐待・権利侵害を大変厳しく受け止めております。

福祉従事者による虐待・権利侵害が、福祉サービスを利用するすべての利用者・家族に不信と不安を与えていることを真摯に受け止め、あらためて援助を必要とする方々の人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するため、その根絶に全力で取り組まなければ、私たち社会福祉関係者に対する社会的な信頼を取り戻すことはできません。

本連絡会構成組織の会員施設・事業所が一丸となって、人権尊重・尊厳保持の徹底とともに、利用者主体のさらなる福祉の増進に向けて、以下の対応を図るよう、今こそ、全力で取り組まなければなりません。

- 一、役員・管理者は、虐待・権利侵害の根絶に率先して取り組み、その姿勢を職員に示す
- 一、役職員は、互いに不適切なサービスが起こらないように確認しあい、より質の高い福祉サービスを提供する職場風土を築く
- 一、福祉従事者の倫理観・専門性のさらなる向上に取り組むとともに、役職員が責任と誇りをもって働くことができる職場づくりを進める
- 一、第三者評価の受審や苦情解決・第三者委員の設置など外部の人々が介入する仕組みを積極的に導入するとともに、ボランティアの参画など地域に開かれた施設・事業所運営を推進する
- 一、不適切なサービス等が発生した際に、迅速な行政への報告や利用者・家族への対応、改善・是正に向けた取り組みなど、迅速かつ適切に対応するための体制を構築する

私たちは、各会員施設・事業所とともに、地域の社会福祉関係者との連携のもと、今般の事案を自らの事案として、福祉サービスの本質を追求し、全役職員と共有し、虐待・権利侵害の根絶と利用者主体のさらなる福祉の増進に向けた取り組みを早急に進めてまいります。

注) 社会福祉施設協議会連絡会 構成組織

①全国社会就労センター協議会、②全国身体障害者施設協議会、③全国保育協議会、④全国保育士会、⑤全国児童養護施設協議会、⑥全国乳児福祉協議会、⑦全国母子生活支援施設協議会、⑧全国福祉医療施設協議会、⑨全国救護施設協議会、⑩障害関係団体連絡協議会、⑪全国厚生事業団体連絡協議会、⑫高齢者保健福祉団体連絡協議会、⑬全国社会福祉法人経営者協議会

1 従事者・経営者の意識啓発、研修の実施 ～「基本的人権の尊重」の徹底～

福祉サービスは、人が人を支えるものであり、その従事者は、「基本的人権の尊重」を常に意識する必要があります。しかし、理解はしていても、日々の業務の多忙さやストレス等のなかで、つい意識がおろそかになってしまうことがあります。

そこで、多くの種別協議会においては、こうした従事者や経営者の意識啓発を継続的に図るため、関係者が常に意識すべき事項を「倫理綱領」として整理し、各種会議や研修会の際に唱和したり、機関紙に掲載する等により周知徹底を図っています。

また、意識啓発に加え、より深く、適切に理解するために、研修を通じた従事者の資質向上にも力を注いでいます。毎年度、全社協や種別協議会では数多くの研修を実施していますが、利用者の権利擁護は重要なテーマであり、直接・間接にプログラムに盛り込んでいます。さらに、虐待防止等を直接的なテーマとする研修も実施しています。

令和4年度においては、保育所での不適切保育が

相次いで報道されたことを受け、全国保育協議会、全国保育士会が共同で「子どもの最善の利益を守るために」をテーマに、全国の保育関係者を対象に緊急セミナーを開催、権利の主体としての子どもに関する理解を深めるとともに、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の活用による日々の保育の振り返りの重要性等を解説しました。

また、障害者支援施設においては、運営基準の改正により、利用者の人権擁護、虐待防止のための体制整備に加え、従事者に対する研修等の措置が義務づけられました。全社協ではこれを受け、各施設において虐待防止等の取り組みの推進役となる職員を対象に、「障害者虐待防止マネジャー研修会」を開催、虐待防止のための留意点や各地の先駆的な実践を紹介し、その共有を図りました。

福祉人材確保が喫緊の課題とされ、コロナ禍を経て研修のあり方も変化するなか、従事者の倫理観や専門性確保との両立は重要なテーマとなっています。

全国保育士会 倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

- ・私たちは、子どもの育ちを支えます。
- ・私たちは、保護者の子育てを支えます。
- ・私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくれます。

1. 子どもの最善の利益の尊重

私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

2. 子どもの発達保障

私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

3. 保護者との協力

私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者により良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

（以下、4～8略）

2 事業者による自主的な改善活動の支援 ～自己点検等のツール提供、第三者評価事業の推進～

福祉サービス利用者の権利を擁護し、良質なサービスを継続的に提供していくためには、福祉施設・事業所（以下、「事業者」）において、自らのサービスに関する自己点検や改善への不断の取り組みが求められます。こうした事業者による自主的な改善への取り組みは、利用者がサービスを選択する際の判断材料ともなり、結果的に事業者にとっても有意なものとなります。

全社協においては、こうした事業者自身による自主的な改善活動の支援を通じて、福祉サービス全体の質の向上を図ることをめざしています。

そのための取り組みのひとつが、自己点検チェックリスト等のツールの開発・提供です。全社協はその内部組織として多くの種別協議会を設置しています。社会福祉法人・福祉施設等の各協議会においては、それぞれに多様な自己点検ツールを開発し、会員法人・施設に提供しています。施設関係の一例を挙げると以下のようなものがあります。

【種別協議会作成の自己点検チェックリスト(例)】

- 全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」
- 全国児童養護施設協議会「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト(職員版)」
- 全国乳児福祉協議会「より適切なかわりをするためのチェックリスト」

また、全社協としても、右に紹介している「施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト」のように、分野・施設横断の自己点検ツールを作成しています。学識経験者に加え、種別協議会関係者等現場の声を反映させることで、実践に即した内容としています。こうしたツール提供を通じて、事業者が自発的、継続的に自らのサービス提供状況を確認し、改善につなげることを支援しています。

施設・地域における障害者 虐待防止チェックリスト

✓ 「職員セルフチェックリスト」(一部抜粋)

1. 利用者への対応、受け答え、挨拶等は丁寧に行うよう、日々心がけている。
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。
3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。
4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。
5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入りなどを行わないようにしている。
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。
9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに方法を検討し、実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。
10. 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類(ケース記録等)について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。

第三者評価の受審促進～自主改善への「気づき」を促す～

事業者によるサービス改善活動に資するとして全社協が力を注いでいるものに、福祉サービスの第三者評価があります。

福祉サービスの第三者評価とは、福祉施設・事業所におけるよりよいサービスの提供に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場からサービスの評価を行う仕組みです。

この第三者評価は、利用者のみならず事業者にとっても有意義なものといえます。この事業の利点を整理すると以下のようなことがあげられます。

＜第三者評価事業の利点＞

- 事業者が取り組んでいるサービスの質の向上への取り組みやその成果が明らかとなる
- 事業者が、改善すべき点を把握することができ、質の向上につなげることができる
- 評価結果は、利用者にとって、適切な福祉サービスを選択するうえでの参考情報となる
- 評価結果の公表は、事業者にとって、サービスの利用者やその家族、地域への説明責任を果たすこととして信頼の向上につながる

第三者評価は、評価機関に属する評価調査者が施設等を訪問、評価を行います。重要であるのは、それに先立ち、受審する施設等が自らサービスの現

状について自己評価を行うことです。この自己評価結果は、第三者評価機関に提出され、評価の参考とされますが、評価機関による評価と自己評価との違いは、自らが気づいていない課題を明らかにしてくれることともなります。また、自己評価プロセスを通じて、経営者や職員間のコミュニケーション強化にも役立ちます。

全社協は、厚生労働省からこの第三者評価事業の全国推進組織に指定されており、全国の第三者評価機関の認証ガイドラインの検討やそこに属する評価調査者の養成、資格更新等の業務を担っています。さらに、全国の福祉施設・事業所の第三者評価の受審状況等の統計調査なども実施しています。

現在、全国の主な福祉施設等での第三者評価の受審状況は下表のとおりです。法的に3年に1度の受審が義務付けられている社会的養護関係施設を除き、その受審率は高いとはいえない状況にあります。その背景には、評価機関数そのものが十分ではない状況や受審に要する費用面の課題、そしてなにより事業者の本事業に対する理解の不足などがあります。

しかし、前記のとおり本事業の意義は大きく、全社協では引き続きその推進に努めています。

主な施設・サービスにおける第三者評価の受審状況

分野	施設・サービス種別	令和4年度 受審数	令和3年度 受審数	増減
高齢者	特別養護老人ホーム	485	467	18
	養護老人ホーム	33	34	▲ 1
	軽費老人ホーム	31	25	6
	認知症対応型共同生活介護	503	482	21
障害者	共同生活援助	349	240	109
	障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業)	168	168	0
児 童	保育所	1,924	1,804	120
	児童養護施設※	225	182	43
	乳児院※	53	31	22
	母子生活支援施設※	71	63	8
厚 生	救護施設	24	19	5
合 計		3,866	3,515	351

注) 令和4年度受審数は速報値

※は全国推進組織が認証する評価機関による実施件数と都道府県推進組織が認証する評価機関による実施件数の合計

3 利用者の声をサービス改善につなげる ～苦情解決の仕組みの機能強化～

福祉サービスのみならず、どのような業種においても、利用者からの声はサービス改善のために貴重とされています。

とくに福祉サービスは、利用者の命や生活、人権に深く関わるものであり、利用者からの声、なかでも苦情については事業者が真摯に向き合い、サービス改善につなげていくことが求められます。全社協においては、この苦情解決の仕組みの機能強化を図り、サービス改善につなげるべく取り組んでいます。

現在、福祉サービスに関する苦情解決の仕組みは、右図のように大きく三層構造になっています。

第一は、事業者段階の仕組みです。サービスを提供する事業者と利用者、直接的な当事者同士による相対での解決であり、これが基本といえます。

第二は、都道府県段階に設けられた仕組みとしての「運営適正化委員会」です。都道府県社協内に設置されていますが、中立性をもって、申し立てのあった苦情に関する相談対応、助言、調査、あっせん等の対応を行います。

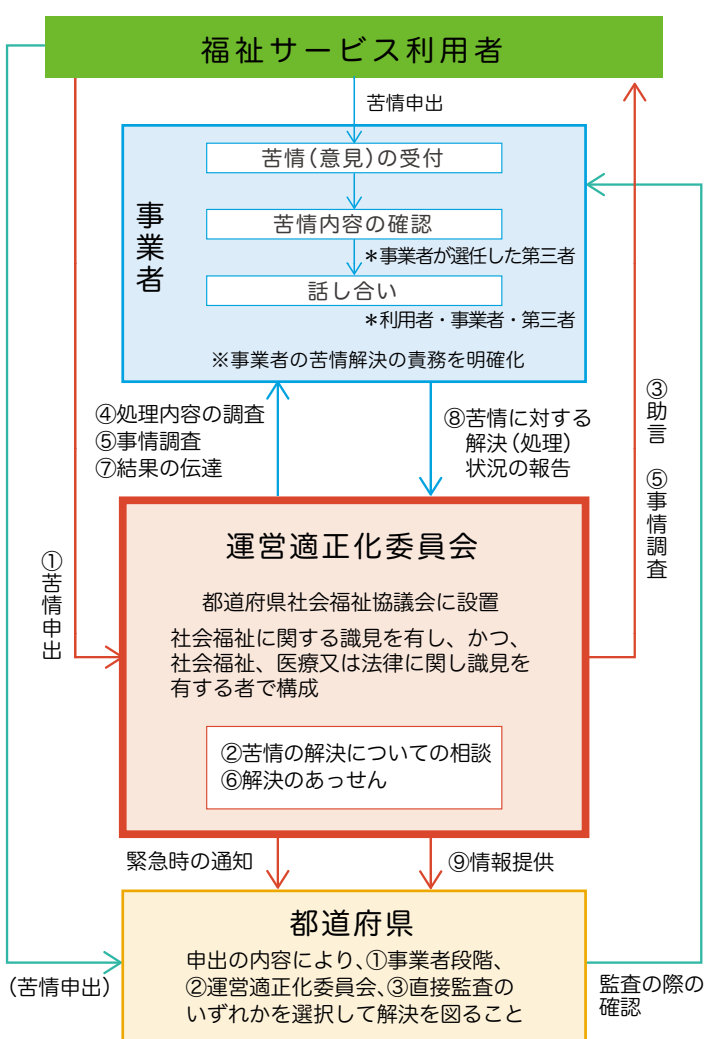
第三は、行政による指導監査です。利用者への権利侵害が疑われる場合等、運営適正化委員会からの緊急通知等に応じて、法的な権限をもって直接監査等の対応を行います。

これらのなかで、なにより重要といえるのは事業者段階の仕組みです。この間の調査結果によれば、利用者からの苦情の多くはサービスに関する説明不足や職員の言動に起因するものであり、お互いの理解の不足が背景にあります。事業者には利用者の声をしっかり受け止める姿勢が求められ、厚生労働省が示すガイドラインにおいても、事業者として苦情解決担

当者や苦情解決責任者の選任、中立的な立場にある「第三者委員」の設置（委嘱）などの体制整備を図るべきこととしています。

しかし、第三者委員の設置率は全国で約6割にとどまり、事業者の意識は十分とはいえない状況があります。全社協では種別協議会とも協力し、事業者が苦情に向き合う意義をていねいに説明するとともに、具体的な体制整備への働きかけを継続的に行っています。

福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



※運営適正化委員会は、①～⑨及び緊急時の通知に係る事項を事業者、都道府県と分担して実施。
(出典：厚生労働省資料)

都道府県運営適正化委員会の活動支援

福祉サービスに関する苦情について、事業者、利用者という当事者同士での解決が困難な場合に、中立的な立場からその解決にあたるのが、都道府県段階に設置された「運営適正化委員会」です。

運営適正化委員会は、社会福祉法の規定に基づき、都道府県社会福祉協議会に設置されています。しかし、苦情解決にあたっての中立性、公正性を担保するため、①社会福祉に関する学識経験を有する者（公益代表等）、②法律に関する学識経験を有する者、③医療に関する学識経験を有する者を構成員とする合議体を設置し、申し出のあった苦情の解決にあたることとされています。

運営適正化委員会における苦情解決の流れは前頁の図にもありますが、申出人（福祉サービスの利用者やその家族等）は主に電話や来所により苦情の申し出を行い、委員会ではその相談に応じ、助言を行うとともに、必要に応じて苦情に係る事情の調査を行います。そのうえで、申出人、事業者双方の同意を得て解決のためのあっせんを行います。虐待等、利用者への重大な権利侵害が疑われる場合等には都道府県行政に通知を行うこともあります。

ここで留意すべきことは、運営適正化委員会には事業者に対する強制的な調査や指導の権限は付与さ

れていないことです。利用者、事業者双方の同意がある場合に解決へのあっせん等が可能になります。

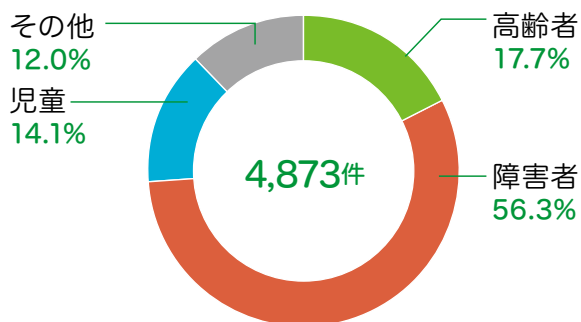
一方で、利用者からの苦情に直接向き合おうとせず、自らのサービスに関する苦情の申し出先として運営適正化委員会を指定している事業者もみられます。権限や相談員等の体制に比して、過大な期待や役割が課されている状況がみられます。

全社協では、各都道府県の運営適正化委員会の活動支援を通じて福祉サービスの質の向上につなげるべく、相談員研修の実施や相談受付以後の適切な処理のためのマニュアルの作成、さらには委員会の役割のひとつである事業者段階の苦情解決に関する体制整備促進のための啓発資料提供等を行っています。

また、毎年度、全国の運営適正化委員会が受理した相談に関する統計調査を実施、その傾向を把握し、相談員研修の企画等に反映させています。下図表は近年の調査結果を示したものです。介護保険制度に関する苦情の受付先が基本的に国保連および市町村とされているため、運営適正化委員会が受理する苦情の最多は「障害者」関係となっています。

表にはありませんが、相談の7割近くが解決に至っているものの、事業者・利用者双方が納得しない「不調」のケースも近年は1割以上となっています。

令和4年度 サービス分野別の苦情受付割合



サービス分野別苦情受付割合 (%) の年次推移

年度	高齢者	障害者	児童	その他
令和4(2022)年度	17.7	56.3	14.1	12.0
令和3(2021)年度	17.2	50.6	11.3	20.9
令和2(2020)年度	19.2	47.6	10.9	22.4
令和元(2019)年度	21.3	56.1	12.5	10.1
平成30(2018)年度	21.5	54.5	12.3	11.6
平成25(2013)年度	28.1	49.3	9.5	13.1
平成15(2003)年度	37.7	45.5	9.5	7.3

出典：全社協「令和4年度都道府県運営適正化委員会事業調査」

注)「その他」には社協を含む。令和2・3年度の「その他」の割合が高かったのは、社協のコロナ特例貸付に関する苦情が多かったことが要因と考えられる

4 よりよいサービス提供のための環境整備 ～職員配置基準やサービス報酬改善への働きかけ～

福祉サービスの質の向上、利用者の権利擁護を継続的に図っていくためには、これまで紹介してきたように従事者の意識啓発、研修の実施、事業者によるサービス改善への自主的な取り組み、さらには第三者が関与する苦情解決の仕組みなどが総合的に機能することが大切ですが、それに加えて、より質の高い、利用者に寄り添ったサービス提供を可能とするための環境整備も重要といえます。

そのひとつが福祉施設等における職員配置基準で、職員が利用者にどれだけ関わることができるかを左右することともなります。不適切な保育が相次いだ保育所であれば、4歳児・5歳児30人に対して保育士1人という基準であり、これは戦後から変わっていません。保育士に大きな負担がかかるこうした配置基

準が不適切な保育の要因のひとつとも指摘され、早期の改善が求められています。

また、保育や介護、福祉に従事する職員の給与水準も大きな課題です。いずれも全産業平均に比べ、低い状況が続いています。国は処遇改善加算の充実等、その改善に取り組んではいますが、関係者からは基本的なサービスの対価、報酬における人件費の積算額が見直されなければ、安定的に給与改善を図っていくことは困難と指摘されています。

全社協では、種別協議会等の構成組織が参画する政策委員会を中心に、こうした職員配置基準やサービス報酬の改善に向け、国への要望・提言等の活動を継続的に実施しています(下記要望書はその一例)。

こども・子育て家庭政策の充実にに向けた意見書(抜粋)

令和5年2月27日／政策委員会

全国社会福祉協議会では、社会福祉法人・福祉施設、事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携・協働のもと、これまで子どもたちの育ちを支え、子育て家庭や若者等の支援を実施している。児童福祉を担う組織の立場から、「こどもの最善の利益」を保障するこども・子育て家庭政策を充実するために、以下のとおり意見を申しあげる。

1. すべての子ども・子育て家庭への支援の拡充
2. 次代を担う子どもたちの育ちを支えるための児童福祉施設の職員配置の抜本的改善
○一人ひとりの子どもの育ちを保障するために、児童福祉施設の職員配置基準を抜本的に改善するべきである。
 - ・ 保育所の職員配置基準は、世界各国と比較しても職員一人あたりの子ども数が極めて多い状況。とくに保育所の4・5歳児は、戦後の児童福祉法施行時から変わっていない(4・5歳児の職員配置基準 日本 30:1、イギリス 13:1)
 - ・ 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等、社会的養護関係施設においては、多様な支援ニーズを有する子どもに適切なケアを行うため、職員配置基準の抜本的な改善と、自立支援、里親支援、産前・産後支援、家族関係再構築支援など多機能化に向けた専門職の配置が必要。
3. 児童福祉施設で働く職員の確保・定着・育成に向けた処遇改善
4. こども基本法、改正児童福祉法に基づく子育て支援の推進と恒久的な財源確保
5. 「こどもまんなか社会」の実現に向けた包括的で切れ目のない支援の実施

新型コロナウイルスと社会福祉 ～3年間の記録～

令和2（2020）年1月に国内初の陽性者が確認された新型コロナウイルス感染症は、その後感染拡大を繰り返し、「国難」と呼ばれるほどの大きな影響を及ぼすこととなりました。

令和5（2023）年5月8日、感染症法の位置づけが従前の2類相当から5類へと移行し、経済・社会活動や生活上の多くの制約が解除されることとなりましたが、この間、社会福祉の現場では、さまざまな困難や危機的状況に直面しました。本特集では、コロナ禍の3年間の社会福祉の動きを振り返ります。

年月	社会の動き	社会福祉の動き
2020 (令和2)年 1月	16日 国内で初の陽性者を確認	31日 厚労省が社会福祉施設等における感染予防や偏見対策等の留意事項を示す
2月	3日 クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号が横浜港入港、船内隔離中に700人超の陽性者が発生	17日 厚労省が自治体に対し、陽性者発生時の介護・障害報酬・運営基準等の柔軟対応について示す
	25日 政府が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定	18日 厚労省が自治体に対し、利用者に感染が発生した社会福祉施設等への休業要請の取り扱い等を通知
	全国でマスク等の衛生用品が不足（3月15日に政府がマスクの不正転売を禁止）	21日 厚労省が自治体に対し、高齢者施設等での衛生用品の不足状況把握、備蓄の優先放出を要請
3月	2日 政府が全国の小中高校・特別支援学校に一斉休校を要請、子どもだけを残して親が働きに行けないなどの課題も	
	11日 WHO（世界保健機関）が世界の流行状況を「パンデミック（世界的大流行）」と認定	
	13日 新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正、内閣総理大臣による緊急事態宣言が可能に	18日 厚労省等がマスク不足に対応し、介護施設等に布製マスクを配布する旨を通知
	24日 7月開催予定の東京オリンピック・パラリンピックの翌年への延期を決定	25日 全国の社協において緊急小口資金等の特例貸付を開始
	26日 政府対策本部を設置	
	28日 政府が新型コロナ対策に関する「基本的対処方針」を決定	
	政府、東京都知事が「3つの密」（密閉、密集、密接、いわゆる「3密」）防止を呼びかけ	
4月	7日 初の緊急事態宣言（当初は東京等7都府県を対象、4月26日全国に適用拡大、～5月25日）	1日 雇用調整助成金および住居確保給付金の特例措置の実施
	7日 政府が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を決定（20日に一部変更）	
	11日 感染の第1波のピーク、この日の新規陽性者数は720人	
	18日 国内感染者が1万人を突破	
	30日 全国民に一律10万円の特別定額給付金を支給すること等を盛り込んだ補正予算が成立	30日 国の補正予算に介護・障害分野における効果的な感染防止等の取組支援事業予算が盛り込まれる
5月	4日 政府が専門家会議の提言を受け、「新しい生活様式」を提示（人流抑制、テレワークの推進等）	
	7日 国内初の治療薬「レムデシビル」を特例承認	26日 政府備蓄米を子ども食堂、フードバンクに無償提供
6月	19日 陽性者との接触を通知するスマホ用アプリ「COCOA」の運用を開始	1日 全社協が「新型コロナ感染拡大下における災害ボランティアセンターの設置・運営等について」公表
	医療関係者やその家族等に対する誹謗中傷、差別的発言が社会問題に	12日 介護・障害福祉施設職員への「慰労金」支給等を盛り込んだ国の補正予算が成立
7月	4日 熊本県等において豪雨災害発生、感染防止に配慮しながらの復旧・復興活動が求められる	2日 厚労省が総合支援資金の特例貸付の延長貸付について通知
	22日 観光業界の支援策「GoToトラベル」がスタート（その後、感染拡大に伴い実施の見直し）	22日 全社協が感染拡大防止に配慮した「地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」を提示
8月	7日 感染の第2波のピーク、この日の新規陽性者数は1,605人	21日 内閣官房がワクチン接種の優先順位に関する考え方を提示
12月	8日 政府が「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を決定	
	26日 従来より感染力の強い変異株「アルファ株」の感染者を国内で初確認、以後置き換わりが進む	11日 内閣官房、厚労省より、ワクチン優先接種の対象となる社会福祉施設等の範囲と接種順位の考え方が示される

年月	社会の動き	社会福祉の動き
2021 (令和3)年 1月	5日 厚労省が看護系大学に大学院生や教員の医療現場への派遣を要望	
	8日 感染の第3波のピーク、この日の新規陽性者数は7,956人	
	8日 2度目の緊急事態宣言(首都圏4都県、～3月21日)、国内感染者数が過去最多を更新	
	10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正、「まん延防止等重点措置」を新設	12日 厚労省が総合支援資金特例貸付の再貸付について通知
	17日 新型コロナワクチンの接種開始、まず医療従事者(約4万人)を対象	20日 コロナ禍で深刻化した孤独・孤立問題を受け、内閣官房に「孤独・孤立対策担当室」を設置
	3月 16日 前(2020)年に自殺した子どもの数が499人と過去最多であったことが報告される	
	4月 12日 全国の市町村において、高齢者を対象としたワクチン接種を開始	令和3年度介護報酬、障害報酬改定において、基本報酬に0.1%上乗せする「特例的な評価」創設
	25日 3度目の緊急事態宣言(東京都等4都府県対象、以後順次拡大、～6月30日(沖縄県除く))	
	5月 8日 感染の第4波のピーク、この日の新規陽性者数は7,234人	
	24日 政府が東京と大阪に設置した「大規模接種センター」において、ワクチン接種を開始	28日 特例貸付を上限まで借り終わった者に対する「生活困窮者自立支援金」創設(7月より支給開始)
7月	重症化リスクの高い新たな変異株「デルタ株」への置き換わりが急速に進行(7月～12月)	
	12日 4度目の緊急事態宣言(東京都及び継続中の沖縄県、最大21都道府県、～9月30日)	
	23日 1年延期された東京オリンピックが開幕、開会式は史上初の無観客開催(～8月8日)	
	8月 20日 感染の第5波のピーク、この日の新規陽性者数は2万5,995人	
	全国の医療機関での入院調整が追い付かず、また救急患者の搬送困難ケースも急増	
	24日 東京パラリンピックが開幕、全種目無観客での開催(～9月5日)	
	27日 東京都が渋谷駅近くに「若者ワクチン接種センター」を開設(16歳～39歳を対象)	
	9月	30日 介護報酬、障害報酬の「特例的な評価」終了、以後のかかり増し経費は補助金で対応(12月末まで)
	10月 8日 新型コロナウイルスの抗原検査キットの薬局での販売が開始	
	11月 19日 政府が「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を決定	
2022 (令和4)年 1月	29日 新たな変異株である「オミクロン株」の確認、全世界からの外国人の新規入国を禁止	
	12月 1日 3回目のワクチン接種が全国で開始、2回目接種から6～8か月が経過している者が対象	31日 総合支援資金特例貸付の再貸付受付終了
	24日 政府が濃厚接触者の待機期間を10日から7日に短縮、エッセンシャルワーカーは最短5日に	オミクロン株による感染拡大に伴い、休園せざるを得ない保育所が増加し、社会的な課題に
	2月 5日 感染の第6波のピーク、この日の新規陽性者数は10万4,202人	8日 厚労省が自治体に対し、3回目のワクチン接種における保育士等への優先接種を要請
	3月	16日 福祉施設等職員について、濃厚接触者としての待機期間中も陰性確認なら勤務が可能に
	4月 26日 政府が「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を決定	
	5月 20日 政府がマスク着用について、屋外で会話がほとんどない場合は「不要」との見解を示す	
	6月 10日 訪日外国人観光客の受け入れを再開、添乗員同行のパッケージツアーが対象	
	8月 19日 感染の第7波のピーク、この日の新規陽性者数は26万943人	
	9月 12日 政府が陽性者の全数把握を見直し、高齢者や入院を要する者等の4類型の該当者に限定	30日 緊急小口資金等の特例貸付の申請受付を終了
2023 (令和5)年 2月	10月 11日 政府が水際対策を大幅に緩和、入国者数上限を撤廃、個人の外国人観光客の入国も解禁	
	28日 政府が「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を決定	
	10日 政府対策本部がマスク着用について、3月13日以後は基本的に個人の判断に委ねる旨を決定	10日 マスク着用の見直しに際し、高齢者施設等の職員は勤務中のマスク着用が推奨される
	4月 27日 新型コロナウイルス感染症について、5月8日から感染症法上の5類に移行させることを正式決定	
	5月 8日 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行、政府対策本部、基本的対処方針を廃止	8日 特例貸付に係る償還免除要件拡大

福祉施設・事業所によるサービス提供の維持 “エッセンシャルワーク”としての 機能を果たし続ける

1. 福祉施設等における感染の状況

福祉施設や事業所は、利用者やその家族、取引先事業者、地域のボランティアなど、多くの人びとが訪れる場所です。また職員も家族をはじめ施設外で多くの人に接しながら職場に通っています。そうしたなかで、強い感染力をもつ新型コロナの感染を防ぐことは容易ではなく、この3年間、関係者は大変な苦勞をしつつサービス提供を続けました。

コロナ禍において認知が進んだ言葉に、社会がその機能を維持するうえで不可欠なサービスを表す“エッセンシャルワーク”、そこで働く人びとを表す“エッセンシャルワーカー”があります。福祉サービスはまさにエッセンシャルワークであり、そこで働く人びとはエッセンシャルワーカーといえます。この3年間、福祉関係者は厳しい環境下にあっても、強い使命感を支えとして業務を続けてきました。

この間の福祉施設における陽性者の発生状況を示したものが表1、2です。これは「福祉新聞」が各都

道府県の発表数値を集計したものです。5類移行前日の令和5年5月7日までに全国の13万を超える施設で陽性者が発生しています（表1）。令和4年に急増しているのは、感染力がとくに強いオミクロン株による爆発的感染が背景にあります。

陽性者が発生した施設の種類のうち、元々の施設数が多い保育所・認定こども園が全体の約半数を占め、高齢者施設が続いています（表2）。保育所の相次ぐ休園は社会的にも課題となりました。

さらに、陽性者発生施設における陽性者数ですが、表3は全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協）が陽性者が発生した会員法人の施設を対象に実施した調査の結果です。約4割の施設では陽性者数が5人未満であり、感染防止への努力の成果が表れたものといえる一方、陽性者20人以上の施設も全体の4分の1を数え、陽性者が1人でも出ると一気に感染が広がりやすいリスクがあることも表しています。

これに関しては、施設内をゾーニング（区域分け）することで感染拡大防止を図ろうとしても、障害者施設などでは入所者の障害特性によりそれが困難であったことなどが報告されています。

表1 新型コロナ陽性者発生施設数の推移

年(暦年)	施設数
令和2(2020)年	2,766
令和3(2021)年	10,618
令和4(2022)年	104,728
令和5(2023)年 ※5/7まで	15,163
合 計	133,275

※データ出典：「福祉新聞」令和5年1月17日号、5月16日号

表2 令和4(2022)年の陽性者発生施設の種別内訳

施設種別	施設数	構成比(%)
保育所・認定こども園	54,090	51.6
高齢者施設	35,754	34.1
児童施設(学童保育施設等)	6,317	6.0
障害者施設	4,938	4.7
その他施設	3,629	3.5
合 計	104,728	100.0

※データ出典：「福祉新聞」令和5年1月17日号

2. 施設や事業所関係者が直面した課題

次にコロナ禍において福祉施設や事業所の関係者が直面した課題について整理します。

表3 陽性者発生施設における陽性者数

陽性者数	施設数	構成比(%)
5人未満	1,081	40.5
5人～9人	403	15.1
10人～19人	432	16.2
20人以上	692	25.9
無回答	61	2.3
合 計	2,669	100.0

※データ出典：全国社会福祉法人経営者協議会「新型コロナウイルス感染症発生時の対応にかかる調査」、令和4(2022)年11月、N=2,080法人

(1)衛生用品の不足

令和2年の感染初期にまず直面したのが、マスク、消毒液、使い捨てガウンや手袋等、衛生用品の不足でした。マスク等の不足は社会全体の課題となりましたが、福祉施設や訪問介護事業所などでの影響は深刻なものがありました。

(2)風評被害

感染拡大初期には、医療や福祉関係者に対し、いわれなき誹謗・中傷が向けられる例が多数発生しました。感染防止のために家族とも会わず、ホテルから施設に通おうとした場合にホテルから宿泊を断られるといった事例もみられ、そうしたなかで職員の退職につながった例も報告されました。

関係者においても、たとえば全国経営協では風評被害の実情や理解を広く社会に訴えるべく、プレスリリースを実施するとともに、会員に向けて「対応マニュアル」を提供するなどの対応を行いました。

(3)利用者家族の面会制限等への批判

感染拡大のなか、感染防止のためには利用者家族の面会なども制限せざるを得ず、また利用者が感染し、死亡した場合も家族が最期の時間を共有できないことへの批判もあり、利用者の安全を第一に考えつつも厳しい状況が続きました。

(4)介護・障害分野と児童分野での支援の相違

同じ福祉の仕事でありながら、高齢者介護や障害者施設と児童福祉施設で公的な支援に相違が生じたことも大きな課題となりました。

そのひとつが令和2年の国の補正予算に盛り込まれた「慰労金」の取り扱いです。厳しい環境下で勤務する職員の苦労に報いるものでしたが、介護・障害施設職員が支給対象とされる一方、保育所や社会的養護施設の職員は対象とされず、関係者からは憤りの声が上がることとなり、全社協でも政策委員会や関係各協議会が強く見直しを求めました。

さらに、その後のワクチンの優先接種をめぐつても、子どもは重症化リスクが低いといった理由から児童福祉施設の職員が優先接種の対象に含まれないといっ

た取り扱いの相違が生じ、関係者が強く是正を求め、要望を重ねることとなりました。

(5)職員の感染や濃厚接触者指定によるスタッフ不足

相次ぐ変異株の出現もあり、何度も感染拡大の波を繰り返すなか、職員の多くが陽性もしくは同居家族が陽性となったために（自身が濃厚接触者となったため）出勤できない状況が生じました。令和4年は感染力がとくに強いオミクロン株の出現により、こうした状況が深刻化し、施設機能の維持がきわめて困難となる例も多数みられました。

全社協の政策委員会や各種別協議会では、濃厚接触者について、抗原検査等で陰性が確認された場合には待機期間を短縮するよう繰り返し要望を行い、段階的な実現によりこの危機を乗り越えました。

(6)減収・支出増による経営への影響

福祉サービスは、利用者の命や生活を支えるものであり、その機能を維持する必要がある一方、行政からの休業要請や利用控えによる減収、障害者就労系施設での受注の減少、さらに感染防止対策に必要な費用をはじめとする「かかり増し」経費は、事業者の経営に大きな影響を与えることとなりました。

国や自治体の補助金等により一定の補償はなされたものの十分とはいえない状況があり、福祉医療機構による経営状況調査でも、年間の収支が赤字となる法人が増加しています。

3. 次なる事態に備え、この経験を活かすために

新型コロナ感染症は5類に移行しましたが、福祉サービス利用者の多くは重症化リスクが高く、福祉の現場においては今も緊張が続いています。

コロナ禍の当初は、感染症対策のノウハウも十分ではありませんでしたが、この3年間に、たとえば施設内のゾーニング、また種別協議会や県社会福祉協議会の支援のもとでの法人・施設間での応援職員の派遣の仕組みの構築等の経験を重ねてきました。これは、今後の新たな感染症発生時だけでなく、大地震等の災害時にも役立つものであり、関係者においては今回の経験をいかに次なる事態に活かすか、その検討が進められています。

2

民生委員・児童委員、ボランティア等による地域福祉活動 人と人とのつながり、 地域の絆を守り続ける

コロナ禍においては、感染防止のために人と人の接触を避けることが求められ、結果、人と人とのつながり、地域の絆が脆弱化することとなりました。

そうしたなかであって、民生委員・児童委員、市区町村社協、NPOやボランティアなど、地域福祉活動を担ってきた人びとの活動も多くの制約に見舞われました。しかし、厳しい環境下にあっても、関係者は創意工夫、また新たな方法を模索し、“つながり”を守り続けました。

1. 民生委員・児童委員による住民支援活動

民生委員・児童委員（以下、「民生委員」）は地域住民の身近な相談相手であり、見守り役といえます。

しかし、民生委員自身の多くが高齢であり、自身の感染防止、また感染への不安からその訪問を拒む住民も増加しました。表1は民生委員の各年度の活動状況を表したものであり、コロナ前に比べ、大きく減少していることがわかります。

しかし、民生委員、また民生委員によって構成され

る民生委員児童委員協議会（民児協）では、高齢者宅のポストにメッセージカードを投函するポスティングや電話による連絡、さらには従前はあまり使用することのなかったオンラインの活用などにより住民とのつながりを維持し続けました。

2. ボランティア等の新たなつながりづくり

一方、ボランティアやNPOの活動も見直しが不可避となりました。表2は全国の社協が把握するボランティア数の推移ですが、コロナ禍を契機として減少しており、その活動も現在まで十分に回復するには至っていません。さらにこの3年間も豪雨・台風災害等が相次ぎ、災害ボランティア活動が求められる一方、感染防止のために地元住民に募集範囲を限定せざるを得ない等、厳しい状況が続きました。

しかし、ボランティア・市民活動のもつ意味は大きく、全社協を含め、これまで地域福祉や住民支援に携わってきた全国規模の10の団体が協働で「未来の豊かな“つながり”の全国アクション」を提唱、感染防止に

配慮した活動事例を広く共有する仕組みづくり等を通じて、地域のつながりを守ることに取り組みました。

地域共生社会の実現に向けては、住民参加のもとでの地域福祉活動はきわめて重要な意味を有しており、“withコロナ”の時代の活動のあり方の模索が続いています。

表1 民生委員・児童委員の活動状況推移

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委員数	232,241	229,071	230,690	231,111
相談・支援件数 (委員1人平均)	5,790,737 24.9	5,362,338 23.4	4,701,439 20.4	4,996,099 21.6
その他の活動件数 (委員1人平均)	26,643,585 114.7	24,930,435 108.8	17,075,122 74.0	18,809,585 81.4
訪問回数 (委員1人平均)	37,745,403 162.5	35,863,593 156.6	31,345,223 135.9	32,903,383 142.4

表2 全国の社会福祉協議会が把握するボランティア数の推移

調査時点	ボランティア団体数	団体所属 ボランティア数(A)	個人ボランティア数 (B)	ボランティア総人数 (A+B)
平成31(2019)年4月	168,625	6,934,180	1,002,242	7,936,422
令和2(2020)年4月	169,641	6,771,819	944,865	7,716,684
令和3(2021)年4月	170,883	5,593,360	748,833	6,342,193
令和4(2022)年4月	175,046	5,916,408	761,267	6,677,675

3 社会福祉協議会による生活困窮者支援 緊急小口資金等の特例貸付 ～382万件・1.4兆円を貸付～

コロナ禍は、不安定な就労状況にあった人びとを中心に、失業や休業・出勤日数減に伴う減収等により多くの生活困窮者を生じさせることとなりました。

全国の社会福祉協議会（以下、「社協」）においては、緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付を通じ、こうした生活困窮者の生活を支え続けました。

1. 未曾有の382万件・1.4兆円の特例貸付を実施

緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付は、感染拡大初期の令和2年3月、他に公的支援施策の整備が整わない状況のなか、政府の強い要請を受け、経済的に困窮する人びとに対して当面の生活費を貸し付けることでその生活を支えるべく、時限的な措置を念頭に実施されたものでした。

しかし、その後10回に及び期間延長が国から要請され、最終的には令和4年9月末までの2年半にわたり実施され、最終的な貸付実績は表1のとおり382万件・1.4兆円という未曾有の規模に上りました。

表1 特例貸付の最終実績

資金種別	決定件数	貸付決定金額
緊急小口資金	162.1万件	3,038.5億円
総合支援資金（初回）	114.7万件	5,913.9億円
同（延長）	45.3万件	2,348.3億円
同（再貸付）	60.1万件	3,133.6億円
合 計	382.3万件	1兆4,431.3億円

2. 社協職員への過大な負担

特例貸付の初期においては、膨大な申請のなか、政府からの迅速な送金への度重なる要請、申請者からの暴言や威圧的な態度、度重なる運用見直し、さらには緊急小口資金の受付窓口として郵便局とろうきん（労働金庫）を加えるという国の判断による混乱等が重なり、社協職員にきわめて大きな負担がかかり、心身の不調に陥る職員も多く、退職を余儀なくされる職員も生じました。

とくに生活福祉資金の特長である丁寧な面談や継続的な相談支援のない貸付が真に借受人のためになるのか、社協職員は葛藤のなかで業務を続けました。

3. 償還開始を迎えて

未曾有の規模となった特例貸付は、令和5年1月から償還が開始されました。半年経過後の償還状況は表2のとおりであり、償還率は高いとはいえない状況にあります。

全社協の政策委員会では、令和4年12月、特例貸付の総括と今後の緊急時のセーフティネットのあり方に関する検討会での検討結果を報告書として取りまとめましたが、そのなかでも、特例貸付の借受人の自立支援のためには償還免除要件拡大の必要性等を指摘しています。

今後、10年以上にわたり、社協には借受人の自立支援と適切な債権管理の両方が求められ、特例貸付の意義は今後、あらためて問われることとなります。

表2 特例貸付 貸付債権に関する償還等の状況（令和5年6月28日現在）

償還対象 貸付債権数	現在の状況					
	償還免除済	償還猶予中	償還完了	償還実行中	未応答	その他
	955,112	67,284	35,502	749,351	776,297	17,365
2,600,911	36.7%	2.6%	1.3%	28.8%	29.8%	0.7%

注1 「償還完了」には、元本の一部免除と償還により借入金残高が0となった債権を含む。

注2 「その他」は、償還期限到来債権等。

令和4(2022)年度 活動ハイライト

この1年間の取り組みから

2022(令和4)年度、全社協では、「全社協 福祉ビジョン2020」が掲げる「ともに生きる豊かな地域社会の実現」をめざし、以下の3項目を最重点として事業に取り組みました。

- ①地域共生社会実現に向けた地域福祉の基盤強化
- ②災害福祉支援活動の推進
- ③福祉人材の確保、育成、定着への取り組み

以下、この1年間の事業のなかから、主な取り組みを紹介します。

1 福祉関係者の結集～“withコロナ”のもとでの再開

「全社協福祉懇談会」を3年ぶりに集合開催

令和4年10月、「全社協福祉懇談会」を3年ぶりに集合形式で開催しました。

当日は、都道府県社協および種別協議会関係者などに加え、来賓として国会議員28名、厚生労働省幹部職員など150名を超える関係者が出席しました。全社協および構成組織代表者から現場実践を踏まえた発言(要望)を行うとともに、出席した国会議員と集合形式ならではの率直な意見交換を行いました。

全国社会福祉大会も集合で開催

全社協、厚生労働省、中央共同募金会の3団体の共催による「全国社会福祉大会」も令和4年12月、3年ぶりに集合形式で開催しました(於：浅草公会堂)。

当日は、「全社協 福祉ビジョン2020」に掲げる「共に生きる豊かな地域社会」、および国が掲げる「地域共生社会」の実現とともに、公私の福祉関係者がその力を結集し、コロナ禍で顕在化したさまざまな福祉課題の解決に挑んでいくことを確認しました。



(左)全社協福祉懇談会(令和4年10月11日)、(右)令和4年度全国社会福祉大会(同12月13日)

2 なお続くコロナ禍における社協や福祉施設の経営支援

コロナ特例貸付の総括と今後の社会保障制度、生活困窮者支援への提言

令和2年3月から2年半にわたり実施された社協のコロナ特例貸付について、政策委員会に設置した検討会において、借受人分析等を踏まえた総括を行うとともに、今後の社会保障やセーフティネットの再構築に向けて、3つの「緊急要望」と7つの「提言」を取りまとめました。

また、社協が培ってきたケースワーク力を活かした生活困窮者支援の先駆的事例を収載した「コロナ特例貸付を通じた支援～社会福祉協議会における実践事例集」を発行、全国の社協での取り組みを促しました。



感染防止へ緊張が続く 社会福祉法人・福祉施設の経営支援

福祉施設・事業所等、福祉サービス提供の現場においては、令和4年度においても多くのクラスター（集団感染）が発生しました。

職員に多くの陽性者が発生した施設などでは、限られた職員体制のなかでサービス提供を継続しなければならず、その負担はきわめて大きなものがありました。

全社協では、こうした社会福祉法人・福祉施設等の支援のために、施設種別を問わない職員のワクチン優先接種の実施や感染防止対策等で生じる「かかり増し経費」への補助制度維持など、国への支援要望を重ねました。

3 地域共生社会実現に向けた実践

民生委員・児童委員の一体性維持と活動環境整備～首相との車座懇談会

民生委員・児童委員は、地域住民の「身近な相談相手」、また「見守り役」として、地域福祉の推進に重要な役割を果たしています。しかし、令和5年4月のこども家庭庁創設に伴い、児童委員制度の所管が厚生労働省から同庁に移管されることとなり、民生委員、児童委員の制度・活動の一体性維持を不安視する声が寄せられています。

全社協および全国民生委員児童委員連合会（全民児連）では、両制度の一体性が今後も確実に維持されるよう、厚生労働省、こども家庭庁との「三者協議」を継続開催することとしています。

令和4年5月12日の「民生委員・児童委員の日」には、岸田首相が民生委員・児童委員が運営に協力する子育てサロンを視察するとともに、全民児連役員を含む民生委員・児童委員との車座懇談会が開催されました。



児童福祉施設等による地域の子どもや子育て支援の推進

子どもの最善の利益の保障とともに、安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくりが急がれています。そのために、

多くの専門職が属する児童福祉施設に寄せられる期待には大きなものがあります。

そこで、児童福祉施設関係者の協力を得て、子ども・子育て家庭が直面する制度の狭間のニーズを把握し、切れ目のない支援を展開するための課題や留意点について提言を取りまとめました。



日常生活自立支援事業の充実

誰もが尊厳の保障とともにその意思が尊重され、地域において自分らしい生活続けることができるよう、全社協では社協の基幹事業となっている「日常生活自立支援事業」の充実に取り組んでいます。

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力が十分ではない人を対象とする同事業は、令和4年度末時点で全国で約5万6千人が利用しています。

とくに近年は、より判断能力が低下した場合に利用する成年後見制度との円滑な連携や一体的な運用が期待されており、全社協においては、成年後見制度の利用促進のための全国センター事業も受託実施しています。

日常生活自立支援事業の実施状況（令和4年度）

項目	年度累計件数
問合せ・相談件数	233万1,881件
新規契約締結件数	1万866件
年度末契約件数	5万6,550件

4 福祉人材の確保、育成の推進

「ふくし未来塾」第1期生修了

新たな時代の福祉を牽引するリーダーを育成すべく、令和3年10月に開講した「ふくし未来塾」は、1年間の学びを経て、第1期生26名が修了しました。

次代の社会福祉法人の経営者をめざす修了生たちは、自法人において今後取り組むべき課題やその具体的構想などについて自らの「志」を言語化、意見交換を重ねました。令和4年9月の国際福祉機器展においては、修了生代表2名が学びの成果を発表しました。



第49回国際福祉機器展での発表

ロフォス湘南(中央福祉学院)での集合研修再開

全社協が神奈川県葉山町に設置している研修所「ロフォス湘南(中央福祉学院)」は、新型コロナウイルス感染症の感染

拡大後、2年間にわたり休館していましたが、令和4年度から集合研修を再開しました。



オンライン研修では困難な濃密なグループ討議や受講者同士での情報交換など、顔を合わせてこそ可能な、その特長を活かした研修が行われました。

福祉人材センター機能の充実・強化に向けた第2次「取組方針」の策定

福祉人材確保が喫緊の課題とされるなか、求職者と求人事業所とのマッチングを担う福祉人材センターへの期待は一層大きなものとなっており、その機能強化が急がれています。

全社協の中央福祉人材センターでは、都道府県福祉人材センターの機能強化のための第2次「取組方針」を策定、令和5年度～7年度の3年間を取り組み期間として、各県それぞれに持ち味や特性を活かした取り組みを進めることとしています。

【第2次「取組方針」3つの重点】

- ①「社協らしさと強みの発揮」の強化
- ②若い世代の福祉分野への参入促進
- ③事業所の求人活動支援

5 災害福祉支援活動の強化

協働型災害ボランティアセンターの提案

災害発生時、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、被災者支援に着手できるよう、必要な知識経験を有する人材養成に平常時から取り組んでいます。とくに、コロナ禍の経験を踏まえ、今後の災害ボランティアセンターのあり方について、地元主体の地域協働型の運営を提案しています。

令和4年度においては、この「地域協働型災害ボランティアセンター」運営やマネジメント業務を担う人材養成のため、それぞれの研修プログラムを開発しました。

災害派遣福祉チーム(DWAT)活動に係る全国的連絡体制の整備

発災時、避難所等において、高齢者や障害者等、福祉的配慮が望まれる避難者への対応に関する助言や環境整備などの役割を担う福祉専門職のチーム＝災害派遣福祉チーム(DWAT)の全国的体制整備に取り組んでいます。

大規模災害時の広域支援等に係る連絡調整機能を担う「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」を厚生労働省より受託、発災時の対応手順の標準化や専門的な研修プログラムの開発等を行っています。

協働型災害ボランティアセンター

社協が設置主体となり、地域の様々な担い手の参加と協力により、災害ボランティアセンターを運営する



災害法制における「福祉」支援の明文化への働きかけ

大規模災害が相次ぐなか、被災者に寄り添った福祉支援の必要性が高まっています。また、災害ボランティア活動、DWAT活動を含め、発災時の迅速な支援活動のためには、平常時からの体制整備や活動の財政的裏付けが重要となっています。

そこで、過去2回にわたる全社協での検討会報告を踏まえ、災害救助法等の災害法制に「福祉」の支援を明文化するよう、国への働きかけを重ねています。

6 アジア各国との交流・支援

アジアの子どもたちを支援する 新プロジェクトの始動

コロナ禍は、厳しい経済状況にあるアジア各国の子どもたちにも大きな影響を及ぼしています。

そこで、全社協として40年以上に及ぶアジア社会福祉支援活動の原点（昭和54（1979）年の「国際児童年」の抛金に基づく支援活動）に立ち返り、新たに、「アジアの子どもたちに寄り添い、育む」プロジェクトを創設しました。

家庭の貧困などさまざまな理由により、教育や就労の機会が制限されている現地の子どもたちに対し、アジア社会福祉従事者研修事業修了生とのネットワークのもと、助成とともに心の交流など精神的な支援を進めることとしています。



インドネシアの地震被災地への 緊急支援

わが国のみならず、アジア各国でも地震などの災害が相次いでいます。全社協では、国内福祉関係者の協力も得て、現地での復旧・支援活動に協力しています。令和4年11月にインドネシアで発生したジャワ島西部地震に際しては、アジア社会福祉従事者研修事業の修了生を通じて、被災地の厳しい状況が伝えられました。

これを受け、全社協の国際社会福祉基金において、支援物資購入や建物修繕のための緊急支援（助成）を実施しました。研修修了生とのネットワークが、被災地で真に必要なとされる支援を的確に届けることにつながっています。



上：ジャワ島西部地震により被災した福祉施設の様子
左：新たな助成事業に基づく現地での学習風景

7 社会福祉への理解促進のための情報発信

子どもの健やかな育ち、 生きがいのある長寿社会を提唱

全社協は、「児童福祉週間」および「老人の日・老人週間」の主唱団体の一員として、児童福祉、高齢者福祉の啓発をはじめ、広く社会福祉への国民の理解促進に努めています。

「児童福祉週間」は、昭和22（1947）年より毎年5月5日の「こどもの日」を中心に実施され、国民に児童福祉の理念の周知や児童福祉への理解、認識を深めてもらうことを目的としています。

また、「老人の日・老人週間」は、戦後の敬老事業から始まり、豊かな長寿社会の実現をめざし、老人福祉法において9月15日を「老人の日」（注：以前は「敬老の日」）、また同日から21日までを「老人週間」と定めています。

全社協は、これら週間のポスター制作、児童福祉週間の「標語」募集などの役割を担っています。

最新の情報を伝える月刊誌や 最新の福祉を学ぶテキストの発行

出版部においては、社会福祉の最新動向を伝える総合情報誌の『月刊福祉』、保育関係者に向けた『保育の友』、さらには生活保護行政等の関係者に向けた『生活と福祉』の月刊3誌を発行しています。

さらに、福祉を学ぶ人びとに対しても、最新の制度や実践の動向を盛り込んだテキストとしての『社会福祉学習双書』、『保育士養成講座』を発行し、全国の養成施設等において使用されています。





半世紀を迎えた国際福祉機器展(H.C.R.) ～これまでの経過とクリエイティブな未来を拓く～

全社協と保健福祉広報協会の共催による国際福祉機器展 (Home Care & Rehabilitation Exhibition: 略称「H.C.R.」) は、昭和49 (1974) 年、わが国初の福祉機器の展示会としてスタートし、令和5 (2023) 年、50周年を迎えました。

H.C.R.のはじまり ～草創期、施設整備を背景に～

昭和49年、国が進めていた社会福祉施設の緊急整備計画に伴い急増していた老人福祉施設などでは、介護職員の腰痛や頸腕症候群などの職業病が広がっており、介護の近代化のためには、車いす、ベッド、浴槽、洗濯機などの福祉機器を導入し、入所者の処遇向上と職員の負担軽減を図ることが急務となっていました。

このような背景のなか、同年11月に全社協と厚生省(当時)の共催による「社会福祉施設の近代化機器展」が開催されます。国内企業64社が出展し、3日間で9,641人が来場しました。

「福祉機器」という言葉も生まれていない時代、展示された機器は、福祉施設でのケアの向上や職員の腰痛予防のための機器が中心でした。その後、回を重ねるごとに障害者のための補装具やコミュニケーション機器、自助具、寝たきりの高齢者の介護用品、さらには保育所の遊具・教材まで広範囲に及び、改良や開発が進むことになります。

先端技術の活用、ロボット開発へ

それから半世紀、H.C.R.は国際展示会としての実績を積み重ね、アジアを代表する展示会へと成長しました。福祉機器をリアルで「見て」「試して」「利用する」ための情報を得る場へとその役割も変化しています。

福祉機器の開発は2000年代に入るとさらに加速します。スマートフォンに代表されるICT機器が急速に普及し、

障害者や高齢者のコミュニケーションや情報収集などが簡単にできるツールとして定着します。また、先端技術を活用した福祉機器が注目され、ベッドからの移乗支援や見守りセンサー、介護業務支援といった分野でも研究開発が積極的に行われます。

2015(平成27)年には、政府が「ロボット新戦略」をとりまとめ、介護・福祉分野においてもロボット技術をはじめとする機器開発が重点分野として位置づけられることとなりました。

11か国2地域380社が集結 ～高齢者や障害者の自立、社会参加を促進～

少子・高齢化の急速な進行のなか、増え続ける介護ニーズに相反してサービス提供を担う労働力は減少します。それだけに、福祉機器の充実、ICT等の技術革新への期待が一層高まっています。介護・福祉サービスの付加価値・生産性を高めること、これはH.C.R.がスタートした50年前と変わらない課題とも言えます。

さらに、障害者や高齢者の生活をより豊かに、そして可能性が広がる社会をめざすうえで福祉機器の存在は欠かせません。

第50回となるH.C.R.2023には、10万人を超えるエンドユーザー、福祉施設・サービス事業者、企業、行政などの関係者が集い、コミュニケーションのなかで、新たな発見と未来への可能性を実感できる機会となっています。50回の積み上げのうえに、H.C.R.は新たなスタートを切ります。

▶ 第1回の展示会(昭和49年11月、東京都立産業会館大手町館)、

▼ 昨年、第49回展示会の様子(令和4年10月、東京ビッグサイト)



数字で見る全社協

令和4(2022)年度

政策提言、要望

86件

(うち、新型コロナ関連17件)



社会保障、社会福祉制度や予算等に関する提言、要望を政策委員会や各種別協議会等から厚生労働省等へ提出しています。コロナ関連のほか、物価高騰対策などについて、関係者の声を集約し、要望を重ねました。

調査研究

47件



福祉現場の実態を明らかにするための調査や、今後の制度、実践のよりよいあり方に関する研究等を実施し、その成果をもって提言・要望を行うことで、福祉諸制度の改善・充実につなげています。

全国大会、研修会等の開催

255回

54,201人

うち中央福祉学院開催研修事業

独自研修	13種類	56回	5,458人
委託補助事業	5種類	21回	1,869人
計	18種類	77回	7,327人

各分野における全国大会開催による関係者の結集、また研修会等の開催により、福祉の現場で働く人びとの知識・技術の向上、資格取得を促進しています。

新規刊行図書・月刊誌

73点

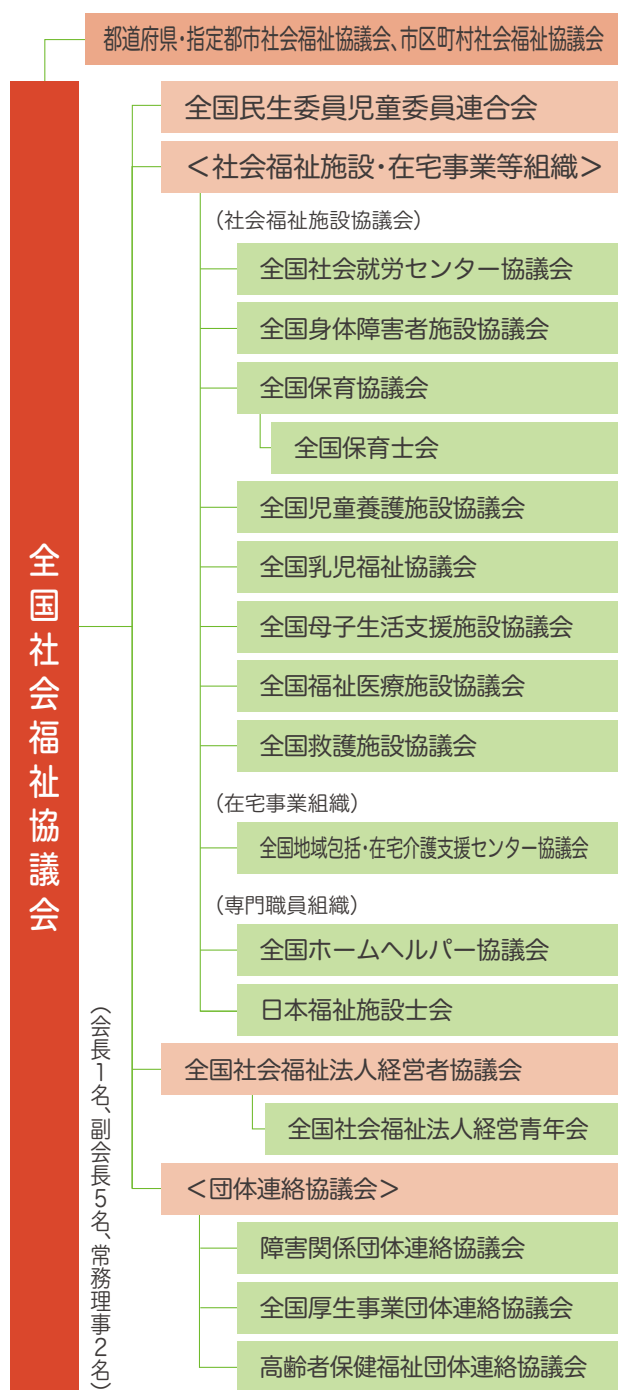


月刊3誌のほか、実務実践に役立つさまざまな図書、資格取得のためのテキスト等を刊行しています。

多くの保育所等で活用いただいている専門誌『保育の友』は、令和5年9月、創刊70周年を迎えました。

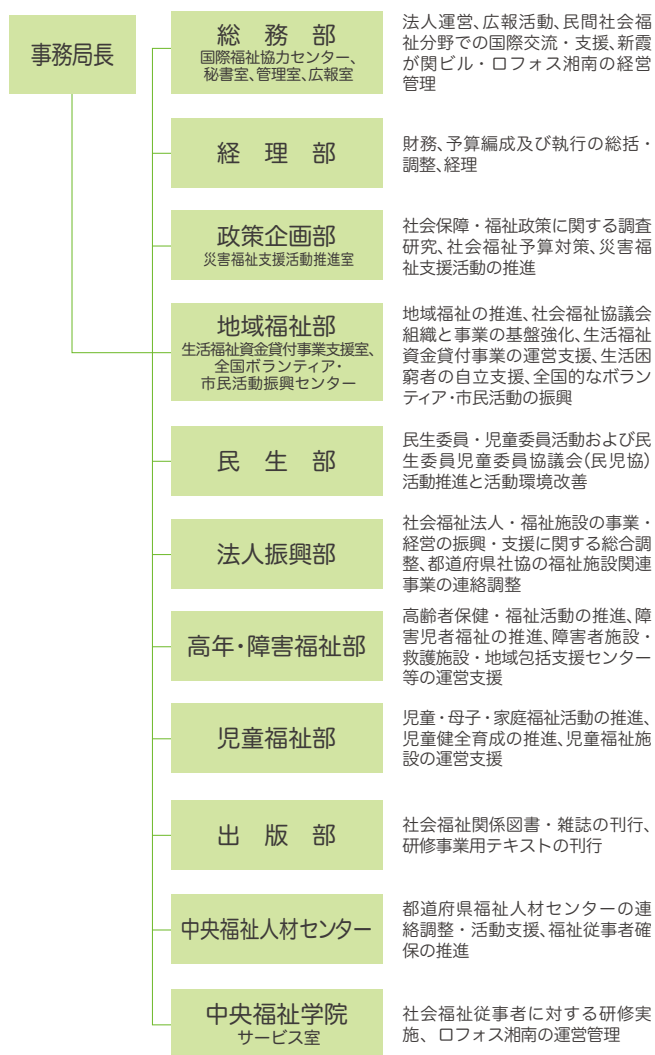


全社協の組織概要



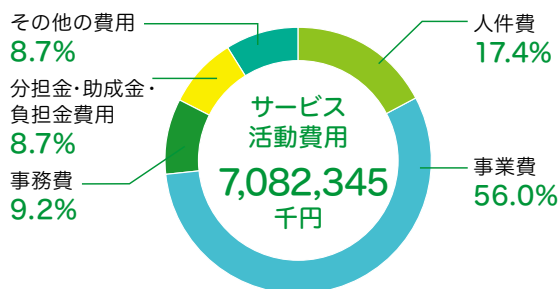
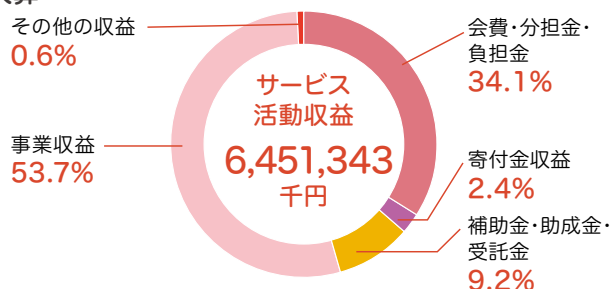
全社協は、47都道府県社協の連合会としての性格を基本に、社会福祉の分野別の全国団体(15協議会・3団体連絡協議会)を内部組織として設置しています。よりよい福祉制度の実現、福祉サービスの質の向上をめざし、これら協議会・団体と連携・協働して事業を推進しています。

事務局体制 職員数：130名(令和5年4月現在)



全社協の財政

令和4年度決算



注:上記には、建物設備の更新費用等(設備投資費用)は含んでいません。

分野別全国団体(内部組織)の活動紹介

※会員数は令和5年4月1日現在、重点事業は令和5年度事業の重点

(15協議会・3団体連絡協議会)

全国民生委員児童委員連合会

民生委員・児童委員数／231,682人

【事業の重点・目標】

1. 活動環境の整備と委員活動の継続支援
2. こども家庭庁の創設と新たなこども政策への対応
3. 災害への備えと被災地民児協支援

全国社会就労センター協議会

会員数／1,370施設・事業所

【事業の重点・目標】

1. 楽しく働き、夢を実現！
2. 地域に元気と笑顔を届ける！
3. SELPネットワークはセーフティネットワーク！
4. SELPチャレンジが未来を拓く！

全国身体障害者施設協議会

会員数／513施設

【事業の重点・目標】

1. 「適切なケア」によるサービスの質の向上と権利擁護
2. 障害福祉を取り巻く施策への対応
3. 共に生きる社会づくりの推進に向けた検討

全国保育協議会

会員数／21,540施設

【事業の重点・目標】

1. 子どもの最善の利益を守るための取り組み
2. 地域の子どもの育ちと子育て家庭への支援に関する検討と提言
3. 人口減少地域における保育課題への取り組み
4. 転換期における制度政策への対応
5. 組織基盤の強化、財務状況の健全化を含む今後の組織のあり方検討

全国保育士会

会員数／186,262人

【事業の重点・目標】

1. 社会の変化に対応した保育内容の実践
2. 地域支援事業に向けた取り組み
3. 保育士会組織の強化と支援体制の強化
4. 保育の専門性の発信

全国児童養護施設協議会

会員数／607施設

【事業の重点・目標】

1. 子どもの権利擁護と最善の利益の保障
2. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組み強化
3. こども家庭庁創設、改正児童福祉法施行等、社会的養護をめぐる制度・政策への対応
4. 子どもたち一人ひとりに対する継続的な自立支援の強化
5. 大規模災害に備えた支援体制の構築と防災・減災対策の推進

全国乳児福祉協議会

会員数／147施設

【事業の重点・目標】

1. 「乳幼児総合支援センター」の具現化と関係者への理解促進
2. 乳児院における子どもの権利擁護
3. 乳児院における養育の質の向上・支援の充実

全国母子生活支援施設協議会

会員数／201施設

【事業の重点・目標】

1. 母子生活支援施設の理解促進に向けた取り組み
2. 「私たちのめざす母子生活支援施設(全母協ビジョン)」の検証
3. 全母協事業・組織に関する検討

全国福祉医療施設協議会

会員数／149施設(病院・診療所)

【事業の重点・目標】

1. 無料低額診療事業、生活困窮支援など福祉医療実践のあり方に関する検討と展開
2. 無料低額診療事業、福祉医療実践の現状把握
3. 事業の理解促進に向けた広報事業の強化

全国救護施設協議会

会員数／181施設

【事業の重点・目標】

1. 救護施設の制度見直しへの対応
2. 地域共生社会の実現に向けた行動指針の推進と社会への発信
3. 利用者の人権を尊重した支援と、利用者主体の個別支援の質の向上
4. 救護施設の「見える化」の推進

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

会員数／2,017センター

【事業の重点・目標】

1. 会員センターのネットワークを広げ、センターの実践力を高める
2. センター運営の問題点を行政に届け、改善に向けて働きかける
3. センター職員の資質を向上し、職員力量を高める

全国ホームヘルパー協議会

会員数／2,247人

【事業の重点・目標】

1. 令和6年度介護報酬改定に向けた要望
2. ホームヘルプサービスの質の向上
3. 組織体制のあり方検討

日本福祉施設士会

会員数／832人

【事業の重点・目標】

1. 都道府県組織を活性化するためのブロック組織活動強化
2. 生涯研修事業の体系化の検討
3. 社会福祉法人連携促進に向けた情報提供強化による実践の展開

全国社会福祉法人経営者協議会

会員数／7,914法人

【緊急課題】

物価高騰、令和6年度報酬改定、コロナ禍を乗り越えるための会員法人支援の展開

【事業の重点・目標】

1. 福祉人材確保(採用・育成・定着)と効果的な広報戦略
2. 災害時支援体制の構築に向けた取組
3. 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の取組の強化

全国社会福祉法人経営青年会

会員数／1,484人

【事業の重点・目標】

1. 新たなプラットフォームの構築:「タテとヨコのつながり構築プロジェクト」
2. SGWC(ソーシャルグッド・ウェルフェアカンパニー)サミットの開催
3. 連携・交流・共同研究事業の実施

障害関係団体連絡協議会

構成団体数／20団体

【事業の重点・目標】

1. 障害者の安心・安全な日常生活ならびに社会生活の実現
2. 障害者福祉関係施策に関する情報提供および構成団体相互の意見交換

全国厚生事業団体連絡協議会

構成団体数／4団体

【事業の重点・目標】

1. 生活困窮者自立支援の具体化
2. さまざまな社会的支援を要する人への対応・支援
3. 利用者の権利擁護、虐待防止

高齢者保健福祉団体連絡協議会

構成団体数／2団体

【事業の重点・目標】

1. 高齢者介護・福祉に関わる幅広い関係団体との懇談を通じた連携
2. 全社協の高齢者福祉関係事業等との連携・協力

会長メッセージ

特集1 福祉サービスの質の向上と権利擁護

新型コロナウイルスと社会福祉 特集2

令和4年度活動ハイライト

全社協の組織概要

社協活動等データ集

社協活動等データ集

社会福祉協議会

1 法律上の位置づけ

社会福祉協議会は、民間社会福祉活動の推進を目的とした非営利の民間組織で、すべての市町村（特別区含む）、都道府県および全国に設置されています。設置の根拠は昭和26(1951)年に制定された社会福祉事業法（現「社会福祉法」）です。

それぞれの都道府県、市（区）町村に設置され、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活することができる「福祉のまちづくり」をめざしたさまざまな活動を行っています。

社会福祉法（第4条）：地域福祉の推進

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

市町村社会福祉協議会が行う事業（社会福祉法第109条）

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④上記事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

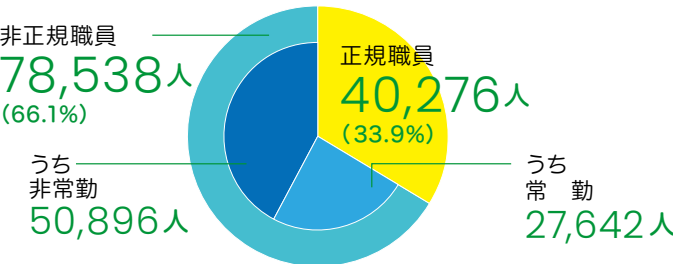
2 設置数・職員数

市区町村社協 1,817か所

職員数は全国で約13万人です。1社協あたりの平均職員数は71.4人で、介護サービスを担う職員が全体の約4割を占めています（令和5年1月1日現在）。

【雇用形態】

（回答数：1,664社協）



【部門別職員数】

	割合
事務局長・法人運営部門	7.5%
地域福祉活動推進部門	7.0%
ボランティア・市民活動センター	1.7%
相談支援・権利擁護部門	14.4%
介護保険サービス担当	38.8%
障害福祉サービス担当	8.1%
その他在宅福祉サービス担当	16.8%
その他（会館運営等）	5.6%
合計	100%

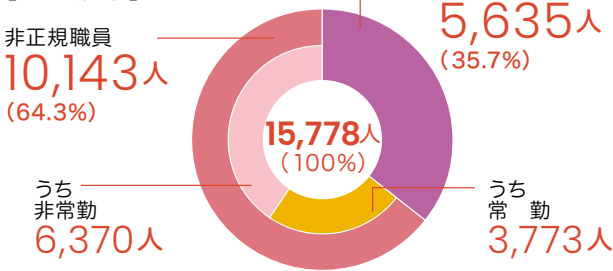
都道府県・指定都市社協 67か所

職員数は全国で約1.6万人です（令和5年4月1日現在）。

※役員、派遣職員は含まない

	正規職員	非正規職員	計
都道府県社協	2,101人	2,272人	4,373人
指定都市社協	3,534人	7,871人	11,405人

【雇用形態】



都道府県(指定都市)社会福祉協議会の活動

都道府県社会福祉協議会は、県内市区町村社協の連絡調整のほか、福祉サービスの質の向上、利用者の権利擁護、福祉人材の確保・育成など広域(県域)で実施することが適当な事業を実施しています(一部の事業は指定都市社会福祉協議会も実施主体となっています)。

①日常生活自立支援事業

判断能力が十分ではない者を支援するため、福祉サービスの利用申し込みや契約手続きの支援、一定の範囲での金銭管理、通帳の保管などを実施(市区町村社協の協力を得て実施)。

- ・利用者数 56,550人
- ・問い合わせ・相談件数 2,331,881件

②福祉サービスに関する苦情解決

事業者・利用者間で解決できない福祉サービスに関する苦情について、県社協に設置された「運営適正化委員会」において、中立の立場から相談に応じ、解決に向けた助言、調査、斡旋を行う。

- ・年間受付件数 苦情4,873件、相談4,124件
注：令和4年度速報値

③福祉の貸付(生活福祉資金貸付事業)

低所得の世帯に対し、無利子もしくは低利で生活費や修学資金等の貸付を行うとともに、自立に

向けて継続的な相談・支援を実施(市区町村社協、民生委員の協力を得て実施)。

- ・年間貸付状況(各資金計) 22,848件
(令和4年度速報値、コロナ特例貸付を除く)

④福祉サービスを担う人材の確保

福祉サービスを担う人材確保のために、都道府県社協に設置された福祉人材センターにおいて、求人事業所と求職者のマッチングを行う無料職業紹介事業を実施。

- ・年間のマッチング実績(就業者数) 9,827人
令和3年実績値

⑤各種研修事業の実施

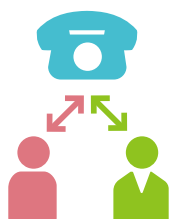
福祉サービスの質の向上等を図るため、福祉従事者を対象に、資格取得やスキルアップのための各種研修事業を実施。

- ・年間の実施研修 2,187 課程・延べ3,848回

※以上は特記しているものを除き、全国での令和4年度実績

都道府県社会福祉協議会の主な活動状況(1県社協平均/年)

福祉サービスの 質の向上



運営適正化委員会

- ・苦情受付：103.7件
- ・相談受付：87.7件

日常生活自立支援 事業

- ・利用者：844人
 - ・問合せ・相談：34,800件
- ※市区町村社協が協力

福祉サービス 利用者等の 権利擁護



福祉人材の 確保・養成



福祉人材センター

- ・無料職業紹介事業による採用：135.6人
- ・職場説明会・合同面接会による採用：21.2人

現場職員の研修

- ・実施回数：76.4回
- ・研修日数：161.5日

生活福祉資金貸付

- ・教育支援資金の貸付：275.7件 1.7億円
- ・緊急小口資金の貸付：128.1件 0.1億円

※市区町村社協、民生委員が協力、コロナ特例貸付を除く

低所得世帯への 経済的支援



市区町村社会福祉協議会の活動

市区町村社会福祉協議会は、住民に最も身近な社協として、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設をはじめ、地域住民を含む幅広い人びとと連携・協力しながら、さまざまな課題を有する住民を支える福祉のまちづくりに取り組んでいます。

①サロン活動

住民が気軽に集い、仲間づくりや健康づくりなどを行う「サロン」を運営しています（全国で8.8万か所）。参加対象者や活動内容もさまざまです。

- ・設置か所数(1市区町村あたりの平均か所数)
市区92.6か所、町22.8か所、村30.9か所※

②ボランティア活動・市民活動の推進

ボランティア活動の振興や福祉教育の推進に向けてボランティアセンターを設置し、さまざまなボランティア団体の活動を支援しています。

また、災害時には災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの力を借りながら被災者支援活動を展開しています。

- ・ボランティア活動人数 6,677,675人
- ・ボランティア団体 175,046団体

注：令和4年4月

③相談事業

地域の人びとが有するさまざまな心配ごとや悩みごとに関する相談窓口を設け、対象や年齢、分野などを問わず相談に応じています。

④暮らしを支える在宅福祉サービス

高齢者や障害者の在宅生活を支援すべく、介護保険制度に基づくホームヘルプサービス（訪問介護）や障害者総合支援法に位置付けられた各種福祉サービスを実施するほか、住民が主体となった配食サービス等、独自の生活支援サービスを展開しています。

※実施社協数および割合は、「社協活動実態調査2021」（回答1,641社協、回答率90.3%）によります。

市区町村社会福祉協議会の主な活動状況

ボランティア活動の推進



ボランティア活動

- 【1社協あたり平均登録数】
- ・ボランティア：4,208人
 - ・ボランティア団体：97団体

福祉教育の実施

- 【対象別の平均実施回数】
- ・小学生以下：9.6回
 - ・中学生：3.4回
 - ・地域住民：5.2回
 - ・ボランティア、福祉活動者：3.6回

福祉教育の推進



※「対象実施社協」1社協あたりの実施回数

暮らしの心配ごとへの対応



相談事業

- 【制度外の相談実施の割合】
- ・法律相談：39.7%
 - ・介護に関する相談：23.1%
 - ・消費者生活に関する相談：10.8%
 - ・健康に関する相談：10.1%

介護保険サービス

- ・訪問介護：60.9%
- ・通所介護：35.0%
- ・訪問入浴介護：12.3%
- ・居宅介護支援：60.8%

暮らしを支える在宅サービス



障害者総合支援法によるサービス

- ・居宅介護：56.2%
- ・重度訪問介護：44.2%
- ・同行援護：28.9%
- ・生活介護：17.8%

＜参考＞新たな地域課題への対応（実施率）

- ・子ども・子育て家庭への支援（食事サービス・子ども食堂）：14.6%
- ・社会福祉法人・福祉施設等と社協の連携による公益的な取組：30.0%

※これらは活動の一例です。

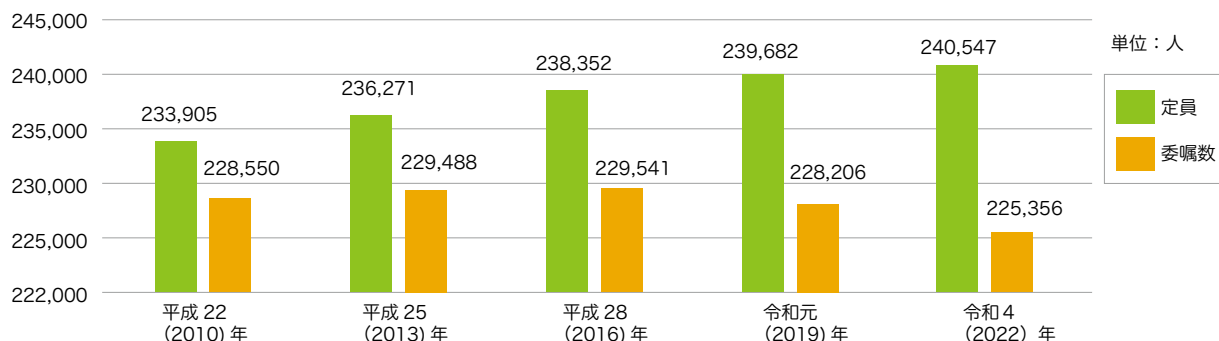
民生委員・児童委員

1 法律上の位置づけ

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣に委嘱され（身分は非常勤・特別職の地方公務員）、地域福祉推進のために活動しています。その人数は全国で23万人余（うち主任児童委員約2.2万人）を数えます。

- 【根拠法】 民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）
- 【現員数】 231,111人（令和4年3月31日現在）
- 【委 嘱】 厚生労働大臣、任期3年（再任可）
- 【職務に関する指揮監督】 都道府県知事
- 【報 酬】 無報酬（活動に要する通信費や交通費等の実費弁償費として年間約6万円が支弁されています）

【民生委員・児童委員の一斉改選の状況】



※令和4年の一斉改選に際して、全国の定員(定数)が初めて24万人を超えました。

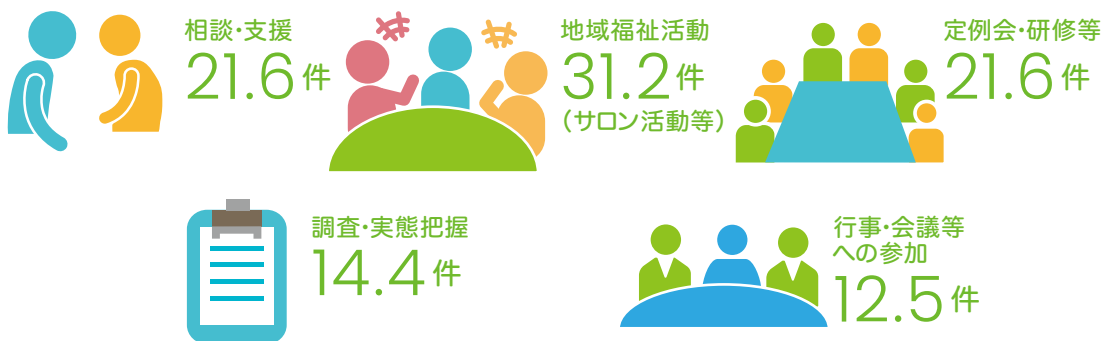
2 活動状況(令和3年度実績)

民生委員・児童委員は、それぞれが担当の区域をもって高齢者や障害者の見守りや訪問、子どもたちへの声かけなどを行っています。主任児童委員は、子どもや子育て家庭の相談・支援に専門的に対応します。

地域住民のさまざまな悩みや困りごとの相談に応じ、内容に応じた適切な支援が受けられるよう、行政をはじめ地域のさまざまな機関・団体への「つなぎ役」となっています。

全国の委員の年間総活動件数 **2,380万件** 一人あたりの活動件数 **103.0件**

年間活動の内訳(1人あたり)



1人あたりの年間訪問回数※ **142回**

※「訪問回数」は見守り、声かけなどを目的として、高齢者や障害者、子育て世帯などに対する訪問・連絡活動を行った延べ回数です。

社協活動等データ集

社会福祉法人・福祉施設

1 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づき設置されている法人です。公益性・公共性の高い法人として、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ公正に行うことが期待されています。

社会福祉法第24条（経営の原則等）

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

2 社会福祉法人数

社会福祉法人は全国に約2万1千法人あり、そのうち福祉施設を経営する法人が約1万8千法人を数えます。

社会福祉法人が設置・経営する福祉施設・事業所は分野別の各福祉法に基づく多様な種類があります(右頁表参照)。

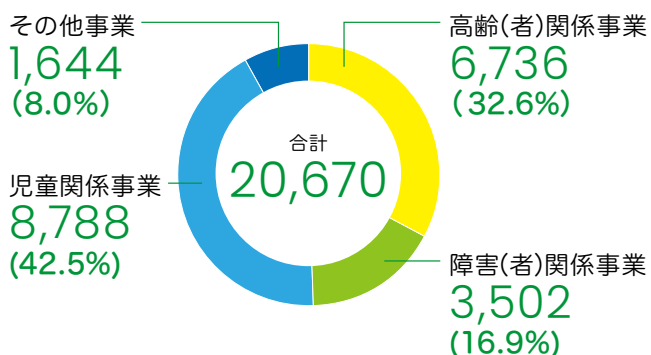
社会福祉施設経営法人	18,390
社会福祉協議会	1,879
共同募金会	48
社会福祉事業団	126
その他	578
合 計	21,021

(出典:令和3年度福祉行政報告例)

3 実施事業区分別の状況 (令和4年4月1日現在)

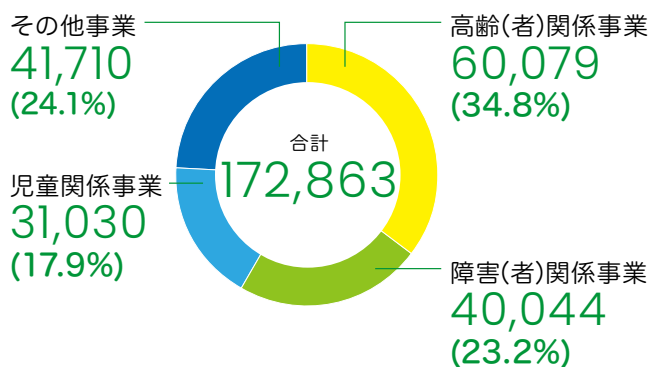
(1) 法人数

児童関係事業を実施している法人が最も多く、次いで、高齢(者)関係事業、障害(者)関係事業、その他事業となっています。



(2) 事業数

高齢(者)関係事業が最も多く、次いで、その他事業、障害(者)関係事業、児童関係事業となっています。



※ 独立行政法人福祉・医療機構資料による。

社会福祉施設の数および利用者等の状況

社会福祉法人経営を含めた全国の公私社会福祉施設の状況

令和3年10月1日現在、厚生労働省「社会福祉施設等調査」報告による

	施設数	定員(人)	在所者数(人)	従事者数(人)
総 数	82,661	4,112,525	3,685,856	1,214,854
保護施設	288	18,887	17,813	6,203
救護施設	182	16,154	16,036	5,777
更生施設	20	1,388	1,196	307
医療保護施設	56	...	...	...
授産施設	15	440	299	68
宿所提供施設	15	905	282	50
老人福祉施設	5,192	157,262	142,021	39,452
養護老人ホーム	941	61,951	54,392	16,782
養護老人ホーム(一般)	889	59,197	51,884	15,714
養護老人ホーム(盲)	52	2,754	2,508	1,068
軽費老人ホーム	2,330	95,311	87,629	22,670
軽費老人ホーム A型	189	11,164	10,271	2,530
軽費老人ホーム B型	13	568	376	41
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2,039	82,030	75,466	19,449
都市型軽費老人ホーム	89	1,548	1,517	650
老人福祉センター	1,921	.	.	...
障害者支援施設等	5,530	187,753	151,216	108,397
障害者支援施設	2,573	138,586	149,826	97,657
地域活動支援センター	2,824	47,414	...	10,456
福祉ホーム	133	1,754	1,300	284
身体障害者社会参加支援施設	315	...	...	...
身体障害者福祉センター	153	.	.	...
障害者更生センター	4	...	...	...
補装具製作施設	14	.	.	...
盲導犬訓練施設	13	...	...	...
点字図書館	71	.	.	...
点字出版施設	10	.	.	...
聴覚障害者情報提供施設	50	.	.	...
婦人保護施設	47	1,245	257	400
児童福祉施設等	46,560	3,112,984	2,834,592	837,522
助産施設	382	...	...	...
乳児院	145	3,871	2,557	5,555
母子生活支援施設	208	4,371	7,446	2,073
保育所等	29,995	2,904,353	2,643,196	690,188
幼保連携型認定こども園	6,111	624,634	605,690	168,586
保育所型認定こども園	1,164	129,869	102,530	26,621
保育所	22,720	2,149,849	1,934,977	494,980
地域型保育事業所	7,245	114,863	103,641	56,307
児童養護施設	612	30,535	24,143	20,639
障害児入所施設(福祉型)	249	8,664	6,138	5,512
障害児入所施設(医療型)	222	21,296	10,489	22,226
児童発達支援センター(福祉型)	676	20,687	39,892	11,106
児童発達支援センター(医療型)	95	3,119	1,965	1,234
児童心理治療施設	51	2,129	1,447	1,522
児童自立支援施設	58	3,468	1,123	1,839
児童家庭支援センター	154	.	.	...
児童館	4,347	.	.	19,321
児童遊園	2,121	.	.	...
母子・父子福祉施設	57	...	...	218
母子・父子福祉センター	55	.	.	215
母子・父子休養ホーム	2	...	...	3
その他の社会福祉施設等	24,622	634,395	540,047	222,661
授産施設	61	...	...	...
無料低額宿泊所	614	...	...	...
盲人ホーム	18	...	...	...
隣保館	1,061	.	.	...
へき地保健福祉館	34	.	.	...
日常生活支援住居施設	108	...	...	...
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	16,724	634,395	540,047	222,661
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)	6,002	...	...	...

- 注: 1) 活動中の施設について集計している。
 2) 定員及び在所者数は、それぞれ定員又は在所者数について、調査を実施した施設について集計している。
 3) 従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。
 4) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所者は世帯人員であり、総数、児童福祉施設等の定員及び在所者数には含まない。
 5) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみである。また、在所者数は入所者数と通所者数の合計であり、その内訳は、入所者数126,522人、通所者数23,304人である。

(令和3年介護サービス施設・事業所調査から抽出)

令和3年10月1日現在

	施設数	定員(人)	利用率(%)	従事者数(人)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	8,414	586,061	95.5	486,697

- 注: 1) 回収率は92.3%である。
 2) 開設主体には社会福祉法人以外にも含まれているが、社会福祉法人の構成割合が95.1%である。

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-7820 (代表)
03-3581-4657 (総務部広報室)
URL <https://www.shakyo.or.jp/>